

## 第43回江東区民まつり中央まつり会場設営及び運営等業務委託 プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

江東区民まつり中央まつりは、「世代をつなぐ心のふれあい」をメインテーマに、例年、10月第3土曜日・日曜日に、都立木場公園をメイン会場として実施しており、多数の方が来場（昨年は2日間で約15万人）する区を代表する一大イベントとなっている。

このイベントを実施することにより、人情にあふれる快適なまちづくりを目指し、区民の社会連帯の場、区民参加の相互協力の場、老若男女・国籍等を問わず交流できる場を創出することを目的とする。

### 2 事業概要

- (1) 業務名 第43回江東区民まつり中央まつり会場設営及び運営等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年6月上旬から令和8年3月31日

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。

- (4) 委託上限額 58,000,000円（税込）

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 令和4年度以降に本業務のうち、区民まつり等の設営及び運営等の実績があり、かつ都内で1件以上の実績があること。

- (7) JV（共同企業体）ではなく、1企業単体での参加であること。

#### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表  
令和7年4月4日（金）～令和7年4月25日（金）
- (2) 質問受付期間  
令和7年4月4日（金）～令和7年4月14日（月）午後5時
- (3) 質問回答日  
令和7年4月17日（木）
- (4) 応募書類提出期限  
令和7年4月25日（金）午後5時厳守
- (5) 第1次審査  
令和7年4月28日（月）～令和7年5月7日（水）
- (6) 第2次審査  
令和7年5月15日（木）
- (7) 最終選定結果通知  
令和7年5月20日（火）（予定）

#### 5 参加手続き

- (1) 実施要領の公表
- ア 公募期間  
令和7年4月4日（金）～令和7年4月25日（金）午後5時まで
- イ 公募方法  
区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
- ア 質問受付期間  
公募開始～令和7年4月14日（月）午後5時必着
- イ 質問方法  
質問書（様式2）に記入の上、持参・郵便・FAX又は電子メールにより「13 担当」まで提出すること。上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。
- ウ 回答日時  
令和7年4月17日（木）
- エ 回答方法  
質問への回答は区ホームページ  
<https://www.city.koto.ig.jp/101021/kotokuminmaturi.html> に掲示し、個

別の回答は行わない。なお、回答日時は「ウ 回答日時」を最終日とし、それ以前にも都度回答する。

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限

令和7年4月25日(金)午後5時厳守  
 ※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法

持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送(必着)  
 ※持参及び郵送先は、「13 担当」まで。  
 ※持参の場合は、事前に電話連絡すること。

6 応募書類

本プロポーザルへの参加を希望される場合、下記の必要書類を作成の上、受付期間内に紙文書にて提出すること。

提出書類		部数
①	参加表明書(様式1)	1部
②	企画提案書(任意様式) ※副本には業者名やロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は入れないこと。 ※真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。 ※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。	10部 (正本1部、 副本9部)
③	価格提案書(見積書)(任意様式)	1部
④	令和4年度以降の区民まつり等の設営及び運営等の業務実績(契約書の写し) ※直近のものから最大3件まで	1部
⑤	過去2年間(令和4年～令和5年)の決算報告書	1部
⑥	法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明(発行日から3ヶ月以内のもの)	1部
⑦	本業務の実施体制	10部

⑧	会社概要（パンフレット可）	10部
---	---------------	-----

## 7 企画提案書の作成要領

### (1) 書式

- ア 用紙サイズはA4判縦（横書き。図面は別紙としてA3横で折込可）とし、表紙・目次・提案事項の順で作成すること。
- イ 事業者名の記載は、表紙のみとすること。
- ウ 両面印刷を基本とし、左綴じとすること。また、ページ番号をつけること。なお、ページ数は50ページ以内とする。

### (2) 提案事項

- ア 応募動機
- イ 本業務の提案方針
- ウ 業務の実施方法

下記の項目について企画内容、実施手法、業務体制等を記載し、カッコ内の内容については、最低限記載すること。

なお、内訳は下記の項目に別けて記載し、記載順についても同様とする。

- ① 事務局運営に関する業務（事務局運営体制、参加意向調査票受付及び入力、出店者・区民からの問い合わせ対応、**本事業における個人情報の管理方針及び方法**）
- ② メインステージに関する業務（ステージショー等の企画提案、運営体制）
- ③ 会場設営・撤収に関する業務（実施体制、再委託の具体的な状況、安全管理体制）
- ④ 開催当日の会場内案内に関する業務（落とし物・迷子・ごみ袋販売の受付体制、公園出入口・駐輪場整理・ごみステーション運営体制、各業務の実施・教育体制）
- ⑤ 業務内容ごとの必要な危機管理体制（個人情報の保護、起こり得るトラブルとそれに対する備え等についても記載すること）
- ⑥ 本区民まつりをより魅力的で他の自治体になく江東区ならではの区民まつりとするための企画・提案
- ⑦ 業務の実施に関する全体のスケジュール・概要

## 8 第2次審査における提案

第1次審査を通過し、第2次審査対象者として選定された事業者は、別紙「評価基準」に沿ったプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションでは提案内容に最も近い過去の制作物または本プロポーザルのためにデザインしたもの

等をパワーポイントや現物を用いて説明することも可とする。

## 9 評価方法

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーションおよび質疑応答について、評価基準に基づいて評価する。

### (3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、審査点の合計点が高い事業者から順に3者（企画提案者の提出者が3者に満たない場合は全者）を第2次審査対象者として選定する。ただし、第1次審査の審査点の合計点が、満点の60%未満の場合は、第2次審査対象者として選定しない。また、審査点の合計点が同点により3者を超える場合は、同点の事業者のうち、価格提案書の金額が安価な者から順位付けした上で、上位3者を第2次審査対象者として選定する。なお、応募が1者の場合でも、第1次審査の審査点の合計点が、満点の60%以上の場合は有効とする。

第1次審査の結果は、令和7年5月9日(金)午後5時までにすべての参加事業者電子メールにて通知し、併せて、第2次審査対象者には、日時、場所等の詳細を通知する。

### (4) 第2次審査（プレゼンテーションおよび質疑応答）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)程度とし、参加人数は3名までとする。

説明者は、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。なお、パワーポイントで説明することも可能とするが、利用するパソコンは参加者が用意すること。プロジェクター、延長コード、スクリーンは実行委員会が用意する。

### (5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いたものの内、第1次審査の合計点と第2次審査の合計点の合計（最終審査点）が最も高い候補者である1者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価の者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、最終審査点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査参加事業者に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、最終審査点および選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び最終審査点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、最終審査点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 12 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) すべての提出書類は、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、実行委員会から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、質疑応答及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 本業務の実施及び予算額については、令和7年度江東区民まつり第1回実行委員会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止又は変更となることがある。
- (8) 電子メール及び郵送等の事故について、実行委員会はいかなる責任も負わない。

### 1.3 担当

江東区地域振興部地域振興課交流推進係内

江東区民まつり中央実行委員会事務局

担 当：小泉

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所4階27番窓口

電 話：03-3647-4963（直通）

FAX：03-3647-8441

メール：0601030@city.koto.lg.jp